付託除外基準(案)

(1)係争中のもの、または調停中のもの

【説明】現に係争中または調停中の事件に対して、議会が態度表明することはなじまない。

(2)郵便等で送付されたもののうち、住所、連絡先等が不明確で連絡がとれないもの

【説明】住所、連絡先等が不明確な場合、提出した個人、団体が実在するのか、また明らかに本人の意思なのか確認ができない。更に、内容に不備、不明確な点があった場合の確認もできないため、審議に支障を来すことが考えられる。

(3) <u>法令に反すると思われるもの、または</u>特定の個人、団体等を誹謗、中傷し、その名誉毀損、信用失墜の恐れがある<u>など公序良俗に反する</u>と思われるもの <u>[一部修</u> 正]

【説明】<u>法令や</u>公序良俗に反するような内容に対して、議会が態度表明することはなじまない。

(4)個人の秘密を暴露し、プライバシーを侵害する恐れがあるもの 〔新規〕

【説明】公開の場である議会において、個人の秘密の暴露やプライバシーを侵害する恐れのある議論を行うことはなじまない。なお、議員や職員の身分に関するものについても、同様の恐れがある場合は付託除外とする。

<u>(5)</u>既に願意が達成されているもの

【説明】既に事業計画が決定している、または予算措置がされているもの。

(6)私人(法人を含む)間の争いに関するもので、双方で自主的に解決すべきもの 〔新規〕

【説明】私人間の争いに起因して条例制定や都市計画を求めるなど区の関与が大きいものを除き、私人間の争いに関するものは、本来、双方で自主的に解決すべきである。

(7) 趣旨等が不明確なもの 〔新規〕

【説明】議会に求める内容が不明確なものは、議会の審査になじまない。

(8) その他議会の審査になじまないと議長が判断するもの